

- 1 「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
- 2 修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。
- 3 義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4－3－2」や「5－4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。
- 4 義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能です。公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市区町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となります。
- 5 教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができることとされています。ただし、免許制度自体が柔軟なものに改善されているため、どちらかの免許状しか持っていない場合でも様々な取組に参画することは可能です（「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」文部科学省 より）

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

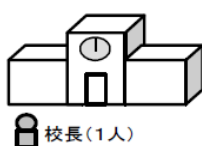
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種（一つの学校）
⇒一人の校長、
一つの教職員組織

修業年限：9年
（前期課程6年＋後期課程3年）

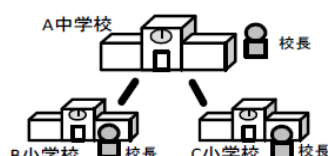


校長（1人）

小中一貫型小学校・中学校

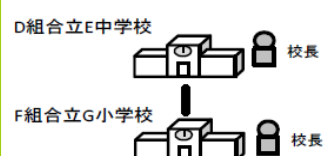
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 （同一の設置者）



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を兼任

③連携型小学校・中学校 （異なる設置者）



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

(案)

鳴子中学校区の小中一貫教育構想

1. 小中一貫教育のねらい



2. 小中一貫教育の指導体制

校長1，副校長1，教頭2，主幹教諭2，教諭2，教諭2，教諭2，学校事務2

3. 小中一貫教育の学年のくくり（小学1年生から中学3年生までの9年間～イメージ）

